

小規模企業振興基本法案の体系

資料1(参考)

第1章 総則

第1条 目的

中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ること

第2条 定義

小規模企業者及び小企業者の範囲及び用語の定義

- 小規模企業者: 中小企業基本法第2条第5項に規定
(おおむね従業員数20人以下(商業・サービス業:5人以下))
- 小企業者: おおむね常時使用する従業員の数が5人以下

第3条、4条 基本原則

- 第3条 小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、個人事業主を含む小企業者が多数を占める小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること
- 第4条 小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること

第5条 国の責務

- ・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定
- ・関係行政機関の相互連携等

第7条 地方公共団体の責務

第6条 基本方針

- ① 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進
- ② 小規模企業者の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保
- ③ 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進
- ④ 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置

第8条 小規模企業者への努力等

第9条 関係者相互の連携及び協力

第10条 法制上の措置等

第11条 調査

第12条 年次報告等

第2章 小規模企業振興基本計画

第13条 小規模企業振興基本計画

- (i) 小規模事業者の意見を聴くとともに、中小企業政策審議会に諮り、今後5年間を対象とする基本計画を策定
 - (ii) 政府は国会に報告、公表
- ⇒施策の妥当性・実行性を担保

第3章 小規模企業の振興に関する基本的施策

- ① 第14条 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進
第15条 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進
- ② 第16条 小規模企業の創業の促進及び小規模企業の事業の承継又は廃止の円滑化
第17条 小規模企業に必要な人材の育成及び確保
- ③ 第18条 地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進
第19条 地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進
- ④ 第20条 適切な支援体制の整備
第21条 手続きに係る負担の軽減